

高屋麻里子

Mariko TAKAYA

若狭野浅野家資料にみる堺奉行所の家中長屋

Official Residence of Sakai-Bugyo in Early 18th Century Shown on Documents in
Wakasano-Asanoke Clan

若狭野浅野家資料(たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵)は赤穂浅野家の分家である若狭野浅野家に関する一連の史料とされ、初代浅野長恒が、正徳元(1711)年から享保14(1729)年に二十四代目の堺奉行を勤めた期間の内容が含まれる。堺奉行所の絵図は三点が知られており、一定の期間の堺奉行所の様子を伝えると考えられる。

絵図には若狭野浅野家の家臣のためと考えられる長屋が描かれており、多様な平面構成が示されている。限られた年代の記録を対象とすることができるため、他の武家屋敷の長屋などと比較するための基礎として分析を試みた。

また、同資料には堺の町割と堺奉行に関わる施設の分布を描く絵図が含まれていることから、堺奉行所の位置付に関してもあらためて検討を加えた。堺全体を描く「堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」からは、堺奉行所に関わる施設が分散して配置されている様子が認められた。与力屋敷を示す「北馬屋町与力屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」と、同心長屋を示す「堺袋町同心屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」の内容は、相対的に規模の大きい屋敷地と関連づけられる与力と、画一的な平面の長屋と対応する同心の立場の違いを表していると考えられる。他に、堺奉行所に関連する施設と考えられる「堺牢屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」の絵図も資料に含まれているが、町絵図では奉行屋敷として示されていない。奉行所の機能は分散して配置されており、敷地毎の詳細な記録がわかる堺大絵図(国立歴史民俗博物館所蔵)なども併用して用途を確認する必要があることがわかった。

与力、同心の立場の違いは、江戸の御家人に関わる記録などとよく対応すると考えられる。しかし、「堺御役屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」、「堺奉行所屋敷図」、「堺奉行所屋敷図」三点の屋敷絵図に描かれる家中長屋は、複雑な平面構成を示しており、奉行の家臣は与力や同心とは異なる立場であることを推測できる。

最も年代が新しく享保13(1728)年ごろの様子を表すと考えられる「堺御役屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」の三棟の家中長屋を手掛りとして、三点の絵図の家中長屋を比較したところ、平面からは区画毎の厳密な格式の違いを読み取ることができた。長屋とはいえ居住する家臣の職位や立場は相応の内容であったことを推測させる。特に敷地北側と東側の家中長屋と、敷地西側の家中長屋には明らかな格式の違いが認められた。平面構成

の変化も認められたが、区画に対応する家臣の職位や立場と平面構成に密接な関連があるとすれば、平面の変化は家臣の交替など人の出入りを示す可能性が考えられる。

1. はじめに

若狭野浅野家資料(たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵)は赤穂浅野家の分家である若狭野浅野家に関する一連の史料とされ、初代浅野長恒が、正徳元(1711)年から享保14(1729)年に二十四代目の堺奉行を勤めた期間の内容が含まれる。堺奉行所の絵図は三点が知られており、一定の期間の堺奉行所の様子を伝えられると考えられる。

堺奉行所の絵図には、詳細な平面を伴う長屋が表現されている。中下級の武士のための住宅としては先行研究により江戸町奉行の与力や同心の独立住宅や、京都所司代屋敷内の独立住宅に関しては規模や設備の面で格式の違いが分類されているが、長屋の実態は十分に検討されているとはいえない。堺奉行所は各地に設置された遠国奉行のうち、格式が上とみられてはいないが¹、近世都市としての整備からの年数が推測できる屋敷の、限られた年代の記録を対象とすることができるため、他の武家屋敷の長屋などと比較するための基礎として分析を試みる価値があると考えられる。

堺奉行所は浅野長恒の在任期間の後に一度廃止されているが、再開後の堺奉行所の絵図では家中長屋は画一的な平面として表現されており²、対象絵図での多様な平面の発達、堺奉行所の位置付けの変化に関わる可能性も考えられる。同資料にも堺の町割と堺奉行に関わる施設の分布を描く絵図が含まれていることから、堺奉行所の位置付けに関してもあらためて検討を加えたい。

2. 近世堺と堺奉行所

堺奉行所の前身は戦国期末の堺政所とされ、近世堺を描く詳細な絵図として元禄二年「堺大絵図」³が知られており、堺奉行所は東西方向の主要道路である大小路の北側に位置している。堺大絵図にみられる近世堺においては、堺奉行所は武家による政治的な機能を備える施設として、近世城下町の城郭に相応する立地として計画されたことが考えられる⁴。

近世堺における堺奉行所がどのように記録されているかを、若狭野浅野家資料から、奉行所の屋敷絵図を含む一連の絵図である「手鑑式冊之内絵図」⁵のうち、堺全体を描く「泉州堺町絵図」⁶に着目した。「泉州堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」より作成した概略図を、図1に示す⁷。奉行所に関わる敷地が「奉行屋敷」として凡例に示されており、緑色に着彩されている。図1のaからeに示した。他に中世以来の主要なランドマークとして知られる菅原神社、開口神社、宿院頓宮の位置を示している。近世以前の堺の中心地域も、大小路周辺と対応するが街区は不整形であったとされる(松尾2017)。

絵図の凡例に示された「奉行屋敷」に対応する部分は、大小路北側の奉行屋敷のほかに、奉行屋敷の東側と、環濠の北東部にみられる。それぞれ、「手鑑式冊之内絵図」に含まれる「北馬屋町与力屋敷絵図」と「袋町同心屋敷絵図」が対応しており、与力屋敷では敷地規模と人名が記されるが建物は不明であり、同心屋敷では長屋の概形が示されている。

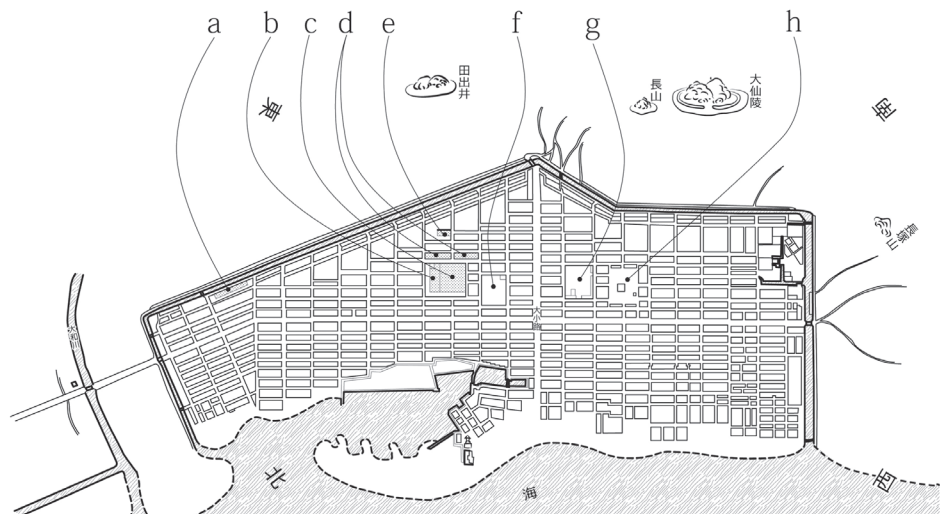


図1 堺の概略(享保13年ごろ) a~e:「奉行屋敷」 f:菅原神社 g:開口神社 h:宿院頓宮
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」より作成。包紙に「享保十三戊申年改」

3. 堺奉行所と関連施設

近世の奉行所は、江戸町奉行をはじめ各地に設置されたことが知られている。江戸町奉行が担当する職務は多岐に渡るが、奉行所は大屋敷等と比較して小規模であったことが知られている(波多野A 1996)。建築規制への関与など行政機関としての機能も京都両町奉行(丸山・日向 2000)、大坂町奉行(妻木・青山 1998)等を対象に多数論じられている。庄内藩の町奉行所も小規模な平面が知られている(岡田・飯淵・永井 2007)。堺奉行所も同様の機能を果たしていたことがうかがえるが、享保13年ごろには奉行屋敷だけでなく、町の北側や奉行所東側にも関連施設が分布していたことが、絵図の記録にみられた。図1のa、eに分布している関連施設については、どのように記録されているか、あらためて見ておきたい。

「北馬屋町与力屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」のトレース図を図2に示す。北馬屋町は図1のaと対応する。与力とみられる四名の氏名が書込まれた敷地が示されており、それぞれ間口11間、奥行14間の屋敷が対応している。ほかに寸法の記載を伴わないが同じ四名の名が記された敷地が認められるほか、北側の区画が「藪屋敷残」として「与力四名之預ヶ地」と記されている。

与力屋敷の街区北側が藪屋敷と示されており、堺大絵図にも北馬屋町に「奉行所附藪屋敷」と書かれた一角が認められることから、藪屋敷の位置は対応していると考えられる。しかし、堺大絵図では与力屋敷に対応する部分には「北馬屋町与力屋敷絵図」にみられる敷地境界は描かれておらず、与力屋敷とも書かれていないようである⁸。

袋町の奉行屋敷は図1のeと対応する。「堺袋町同心屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」のトレース図

を図3に示す。同心口からの敷地東側に位置する幅一間半の道は「堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」にも表現されており、よく対応していると考えられる。絵図だけの検討からは経緯が不明であるが、18世紀前半に堺奉行所に関わる施設として、特に与力と同心の屋敷が整備されたと考えてよさそうである⁹。

同心長屋の他に、奉行所関連施設として、袋町には牢屋敷が位置したことが知られており、堺大絵図にも妙国寺南側に「籠屋」の文字と建物概形の表現がみられる敷地が描かれている。「堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」では対応する敷地に奉行屋敷としての彩色は認められない。同じく「手鑑式冊之内絵図」には、この袋町牢屋敷の絵図とみられる「堺牢屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」が含まれている。「堺牢屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」の起こし図¹⁰を図4に示す。敷地の東西は九間半と書かれており、袋町の同心屋敷北側に隣接する敷地としては妥当な規模である。塀で囲まれた敷地内には牢屋の他に二ヶ所の詮議場が描かれており、牢屋内に番所が設けられている。しかし、住宅設備らしい建物は伴わないようである。奉行屋敷の定義として、奉行所の職務との関連以外に何らかの基準が設けられていたことや、凡例に基づく彩色以外にも堺奉行所に関わる施設が分布していたことを推測すべきであろう¹¹。

奉行屋敷へ話を戻すとしよう。若狭野浅野家資料に含まれる堺奉行所を描く絵図は主に3点が知られている¹²。

まず、「手鑑式冊之内絵図」に含まれる着色された「堺御役屋敷絵図」¹³で、以下絵図Aとする。「手鑑式冊之内絵図」の包紙には「享保十三戊申年改」の年代と、18点の絵図名が認められる¹⁴。絵図の製作年代と確定することは難しいが浅野長恒の堺奉行在任期間であることから、年代は大きく離れ

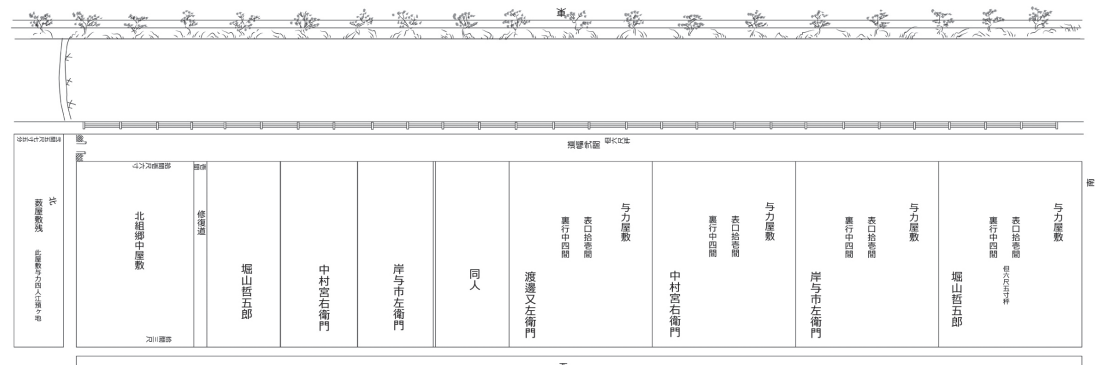


図2 北馬屋町与力屋敷絵図
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「北馬屋町与力屋敷絵図(手鑑式冊之内絵図)」より作成

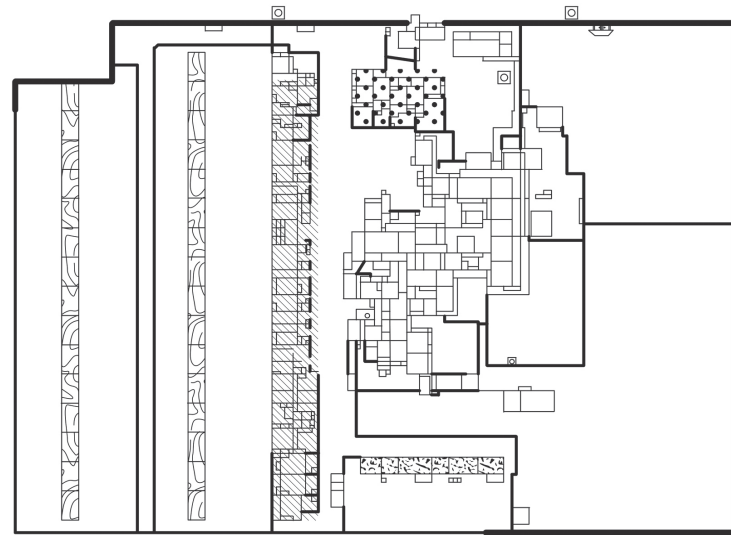
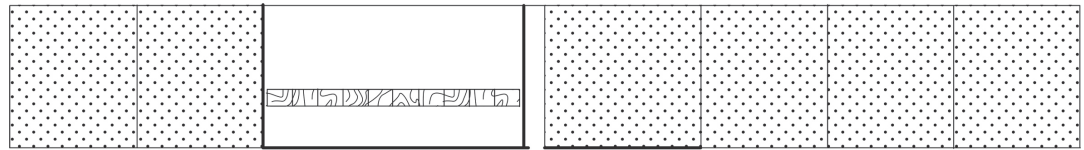


図5 堺奉行所の構成(享保13(1729)改)
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺御役屋敷絵図(手鑑式冊之内)」より作成

が、若狭野浅野家資料にはみられる。奉行屋敷の比較からは、絵図Bが絵図Aに先行すると考えられるほか、絵図Cは計画段階を示している可能性を指摘できる。絵図Bと絵図Cも浅野長恒の堺奉行在任中の内容と推定されている¹⁷。絵図の比較からとらえた平面構成の変化は、下台所から北側の奥座敷周辺といった周辺部分にみられることが特徴的である。一方で、式台や玄関、書院や表座敷、公事場周辺などの屋敷建物の主要な部分には大きな変化が認められない。大名屋敷との単純な比較は難しいが、萩藩江戸上屋敷の平面構成の変遷においても、表御殿に比較して奥(裏)御殿に変化が認められる傾向にある(高屋 2013)ことに類似をみいだすことができそうである。武家の住宅の変化の傾向のひとつとしてとらえてみたい。

ここまで、堺奉行所に関わる施設として、与力屋敷、同心長屋、家中長屋を比較してきた。与力屋敷は一定の屋敷地で示されるが、屋敷地に建物は描かれておらず、北馬場町の屋敷は一名に対して複数の区画が示される。また、与力屋敷の敷地は周辺の区画と比較して規模が大きい。

同心は長屋に配置されており、同資料にみる限りは、一人あたりの規模として梁間二間桁行三間であることや、桁が連続する長屋の形態が共通し

ている。平面は画一的であり、同規模の区画が連続している表現となっている。

同心長屋に対して、家中長屋は多様な平面構成が認められる。また、家中長屋は奉行所の敷地内に配置されており、与力屋敷や同心長屋と明確に区別されているとみられる。したがって、与力、同心と、奉行の家臣はそれぞれ異なる立場に置かれていたのではないかと推測できる。江戸の御家人も与力と同心では拝領地の規模が異なることが知られている(中村 1981)(波多野B 1996)。京都所司代屋敷内の独立住宅に関しても、規模や設備の面で格式の違いが指摘されている(大上・高橋・谷 2001)。同様に、18世紀前半の堺においても、屋敷地や住宅の平面構成の違いは、居住者の立場の違いが存在したことを反映していると考えてよさそうである。

4. 堺奉行所と家中長屋

家中長屋の表現に着目したところ、同じく「長屋」と表記されるなかでも、ほぼ同規模の平面が配置される同心長屋と比較して、奉行屋敷に隣接する家中長屋の平面には多様な構成が認められた。

大名屋敷の長屋や、現存する旧厚狭毛利家萩屋敷長屋などでも平面は一樣ではなく、職位に応じた格式の違いがみられることが知られている。長屋の平面形態の違いは、堺奉行の家臣間での立場の違いを反映していると仮定して、それぞれの家中長屋を仔細に検討してみたい。

図5に示したとおり、家中長屋は奉行屋敷の敷地内3ヶ所に分布している。家中長屋Aは、東西方向に一列に並ぶ長屋として描かれている。絵図Aおよび絵図Bでは、西端の一室に「家中長屋」と書込みがあるほか、東側へ「同」の書込みが繰り返されている。また、既東側の一室にも「家中長屋」の書込みがあり、東側へ「同」の書込みが繰り返されている。「家中長屋」と「同」が長屋一区画の単位を示すと仮定すると、書込み部分を含む適当な範囲がひとつの区画と推定できそうである。絵図Cでは文字による部屋名称の書込みは不明であるが、便所を含む範囲から推測を試みることでできそうだ。平面形態の比較を試みたい。

図6に絵図A、図7に絵図B、図8に絵図C、それぞれの家中長屋Aの起こし図と、推定した長屋の区画の境界と区画番号を示す。

まず、既が共通していることがわかる。図6の

区画7と、図7の区画7には既の書込みがみられる。図8の区画4も、長屋のほぼ中央に位置しており、類似した平面の表現から、既とみてよさそうである。

また、東端の区画1が共通して、規模が大きく、床を伴うと考えられる部屋を備えるなど、格式が高いと考えられる。他に、西端にほぼ同規模の三区画が連続している様子も共通している。図6の区画15から17、図7の区画16から18、図8の区画8から10である。これらの区画は既周辺の区画と比較して南側の敷地が広く、部屋の規模も大きく表現されている。また、長屋の一角でありながら、それぞれの区画に塀が描かれており独立性が高い表現とみられる。

続いて比較的規模が大きいと考えられる区画は、図6の14、図7の15、図8の7である。先述した連続する三区画の東側に位置している。ただし、これらのうち、図8の7は部屋名称の書込みがなく、正確な境界を把握することが困難であるため、検討を保留しておきたい。図6の14と図7の15は、床を伴う部屋や、塀で囲まれた独立した庭に面する縁などを備えると考えられる平面構成を示しており、東端の区画1に次ぐ格式を備えると推測できる。



図6 絵図A-家中長屋A
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺御役屋敷絵図(手鑑式冊之内)」より作成

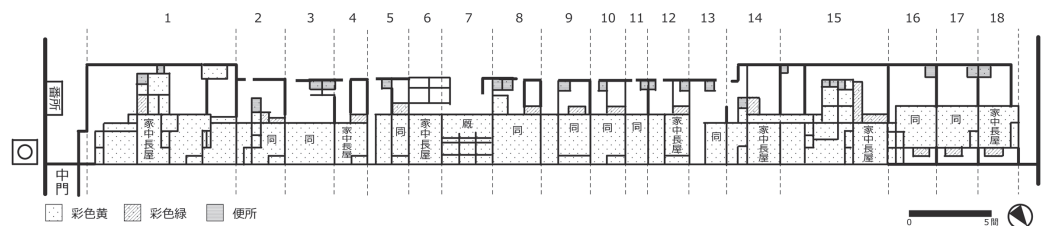


図7 絵図B-家中長屋A
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺奉行所役屋敷絵図(資料目録：絵図57)」より作成

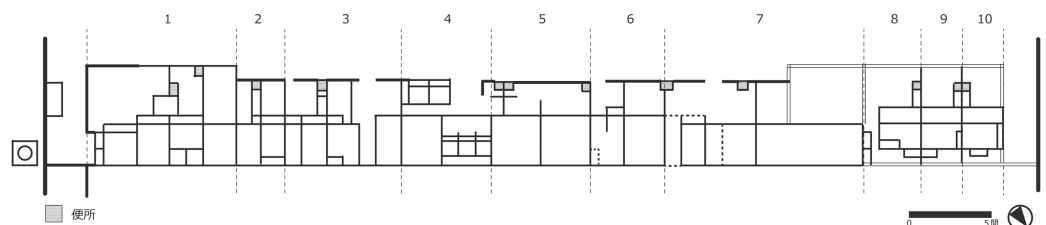


図8 絵図C-家中長屋A
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺奉行所役屋敷絵図(資料目録：絵図58)」より作成

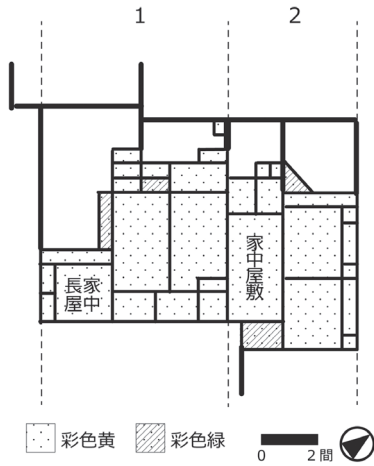


図9 絵図A—家中長屋B
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺御役屋敷絵図（手鑑式冊之内）」より作成

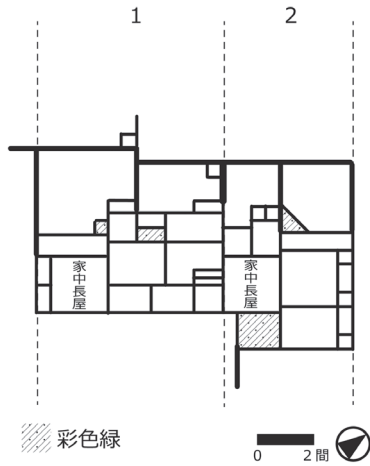


図10 絵図B—家中長屋B
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺奉行所役屋敷絵図（資料目録：絵図57）」より作成

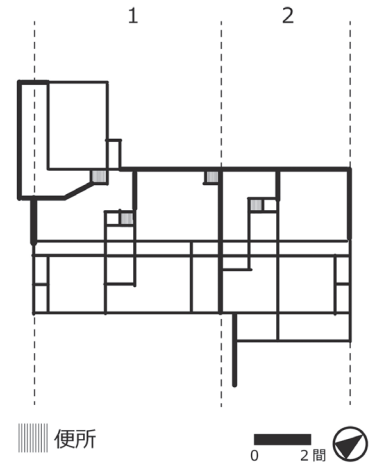


図11 絵図C—家中長屋B
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺奉行所役屋敷絵図（資料目録：絵図58）」より作成

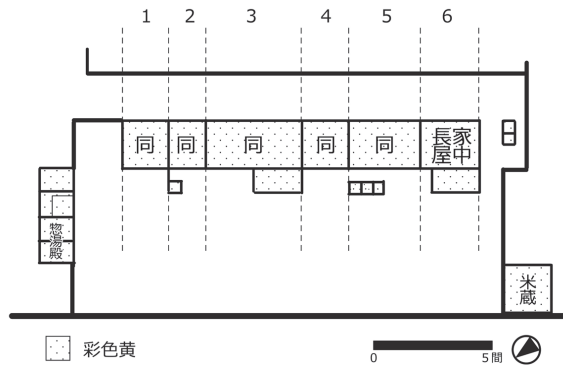


図12 絵図A—家中長屋C
たつの市立龍野歴史文化資料館所蔵「堺御役屋敷絵図（手鑑式冊之内）」より作成

図6の2から13、図7の2から13、図8の2から6は、南側の塀の位置から敷地が狭いことがうかがえる。また、いずれも規模が小さいことから、家中長屋Aにおいて格式は相対的に低いと考えられる。しかし、図7の9と10などに類似した平面の区画がみられるほかは、すべての区画の平面構成は異なるようである。平面構成の違いは、区画に居住する家臣の職位や立場を反映していると考えられるであろう。

図8が計画段階の絵図であるとするならば、少なくとも、家中長屋Aは計画の当初から異なる職位や立場で構成される家臣たちを意識していたとみてよさそうである。また、絵図Aから絵図Bまでの期間に奉行の交替は想定されないことから、平面の変更が行われたとするならば家臣の交替などに伴う居住者の変更が生じた可能性を考えることができそうである。図7の6から13は、塀で区画された比較的独立性の高い規模の小さい区画として描かれ

ているが、図6で対応する位置の9から12は、特に区画10が再編成されたものか、区画の規模が拡大している。区画の格式と居住する家臣の職位や立場が対応すると仮定すると、居住する家臣の構成に変化が生じたと推測できそうである。

続けて、図9に絵図A、図10に絵図B、図11に絵図C、それぞれの家中長屋Bの起こし図と、推定した長屋の区画の境界と区画番号を示す。

絵図Aの家中長屋Bは、「家中長屋」と表記された1、「家中屋敷」と表記された2のふたつの区画から構成されるとみられる。北側の区画2、家中屋敷は床を伴う座敷と独立した緑のある庭を備えていると判断できる。絵図Aの家中屋敷と対応する、絵図Bの区画2では、部屋の規模こそ小さいが、ほぼ類似する平面構成が認められる。絵図Cにおいても、区画はふたつと考えられる。

いずれの絵図においても、家中長屋Bのふたつの区画には、家中長屋Aにみられる比較的格式が高い区画と同様に、床を伴う座敷とみられる表現が伴う。また、敷地内での位置が、通りに面した門に隣接している点も共通している。家中長屋Bは、本稿で比較した家中長屋のなかでは、最も格式が高い長屋であろう。とりわけ、図9と図10の区画2は、二間続きの床を伴う座敷と考えられる表現がみられることから、家中長屋のうちでは最も格式の高い区画とみてよさそうである。

最後に、図12に絵図Aの家中長屋Cの起こし図と、推定した長屋の区画の境界と区画番号を示す。家中長屋Cは、絵図Aのみに描かれている。絵図Aのなかでも、家中長屋Aや家中長屋Bと比較して

区画の規模が小さく、比較した長屋のうちでは簡素な平面構成でもあり、床を伴う部屋と考えられる表現もみられない。名称は同じく家中長屋と表記されているが、性質の異なる内容であったとみるべきであろう。

隣接する惣湯殿は、絵図Bにも概形が描かれている。家中長屋全体の湯殿であったものか、家中長屋Cを対象とした湯殿であったものか、絵図からの判断は難しい。しかし、長屋のための湯殿と考えられる表現は他に確認できていない。

5. おわりに

正徳元(1711)年から享保14(1729)年の限られた期間の絵図に基づく検討ではあるが、堺奉行屋敷の家中長屋は厳密に格式の違いが表現されており、長屋とはいえ居住する家臣の職位や立場は相応の内容であったことを推測できた。特に家中長屋A・Bと家中長屋Cには明らかな格式の違いが認められた。

また、家中長屋は平面構成にも変化を生じていることが認められた。これらの変化は、家中長屋のなかでも比較的格式が高くないと考えられる部分に大きく表れていると考えられる。萩藩江戸上屋敷にみられる裏御殿のたびたびの変化は、他藩などからの正室の入興に伴うことが指摘できる。平面の変化は人の出入りに伴うと置き換えてもよさそうである。

堺奉行所に関わる絵図の表現からは、居住者の職位と平面構成には密接な関係が認められる。したがって、建物の平面は居住者に対応して変化する可能性を先に指摘しているとおり、長屋のなかでも居住者の出入りが比較的発生しやすいと考えられる部分に平面の変化が対応するならば、職位の高い者は比較的交替する機会が少ない可能性が考えられる。本稿で対象とした期間において奉行屋敷の主要な設備とみなされる書院などには大きく変更が認められないとすれば、それは主たる居住者とみなされる奉行が交替していないからであると捉えることもできよう。

堺大絵図が描く元禄2(1689)年からの約20年の間に、堺奉行の関連施設が堺大絵図の北側に分散して整備されているほか、牢屋敷などは関連施設であっても記録によっては奉行所の関連施設として示されていないことから、大小路北の奉行屋敷

が全ての機能を担っていたとは限らない可能性についても推測できた。各町に配置されている会所や、番所など、より詳細な記録を確認することができる堺大絵図をあらためて検討すべきであると考えられる。

しかし、居住者の変遷などは絵図の比較からだけでは検討が不十分である。堺奉行所に限っても他の時代の絵図との比較や、文献記録など確認すべきことは多く、今後の課題としたい。

謝辞

たつの市立龍野歴史文化資料館には若狭野浅野家資料の使用に際して御助力いただきました。記して深く感謝申し上げます。

註

- 1 参考文献3による。
- 2 参考文献9、10による。
- 3 国立歴史民俗博物館所蔵。以下堺大絵図と表記する。参考文献1を用いた。
- 4 堺大絵図の計画に関しては高屋麻里子「元禄二年堺大絵図の町割と建築」『国立歴史民俗博物館研究報告第204集』国立歴史民俗博物館、2017において検討しており、大小路を中心とした中世以来の比較的標高が高い範囲に近世の町割の主要部分が展開されていることを示している。堺奉行所は特に平坦な位置に配置されていると考えられる。
- 5 若狭野浅野家資料目録161。包紙外題「享保十三戊申年改 手鑑式冊之内 絵図 十八枚」
- 6 付箋外題「堺町絵図」
- 7 凡例には「奉行屋敷」の他に「御預ヶ地」「御朱印寺社方」「寺方」「町中之道筋」「町役之寺方」「川堀海」がそれぞれの彩色と共に示されているが省略している。一部に描かれた敷地境界も省略している。
- 8 遍照寺関連とみられるが損傷により不明か。
- 9 堺大絵図での当該区画は東西五間と記されており、敷地東側に幅三間とみられる道が描かれている。「堺町絵図(手鑑式冊之内絵図)」では牢屋敷敷地東側の道が不明であること、「堺牢屋敷絵図」の敷地が東西九間半であることから、街区の再編を推定すべきであろうか。実態はあらためて検討する必要がある。
- 10 絵図に記された寸法を反映し作図した図を「起こし図」として、寸法などを反映しないトレース図と区別している。このため、起こし図にはスケールを加筆している。
- 11 絵図の内容からは住宅など居住施設の有無が基準のひとつと考えられるが、今後あらためて十分な検討を加えたい。
- 12 堺奉行屋敷の絵図の比較に関しては、高屋麻里子「若狭野浅野家資料にみられる堺奉行所の建築」日本建築学会大会学術講演梗概集、28p-29p、日本建築学会、2017の一部に加筆修正している。
- 13 付箋外題「堺御役屋敷絵図 北内組屋敷有」
- 14 包紙内「堺 一堺町絵図 一御役屋敷 北内組屋敷有 一北馬屋町 此内敷屋敷有 一袋町同心屋敷 一戎嶋 一戎嶋芝居 一鑑町芝居 一牢屋敷 一大和橋 一南之橋 一北之橋」「寺社 一住吉御造営所 一泉州槇尾山 一泉州貝塚 一泉州牛瀧山 一泉州松尾寺 一泉州久米多寺 一和泉国絵図」うち「堺町絵図」が2点、19点の絵図が含まれる。
- 15 資料目録：絵図57

16 資料目録：絵図58

17 参考文献9による。

参考文献(刊行年順)

- 1 前田書店出版部編『堺大絵図：元禄二己巳藏』前田書店、1977
- 2 中村静夫「新作「八丁堀組屋敷図 1600分の1 嘉永6年」解説」『参考書誌研究 第22号』、1p-25p、国立国会図書館参考書誌部、1981。
- 3 川口謙二『江戸時代奉行職事典』東京美術、1983。
- 4 波多野純A「江戸の町奉行所の平面と白洲の空間構成」『日本建築学会大会学術講演梗概集』日本建築学会、1996。
- 5 波多野純B『江戸城II (侍屋敷)』至文堂、1996。
- 6 丸山俊明、日向進「京都両町奉行所による出来見分の実施形態について—出来見分の役人構成を中心として—」『日本建築学会計画系論文集 第531号』日本建築学会、2000。
- 7 大上直樹・高橋みずほ・谷直樹「中井家絵図より見た京都所司代の上屋敷、中屋敷、下屋敷の建築について」『大阪市立大学生活科学部紀要・第49号』、大阪市立大学、2001。
- 8 岡田悟、飯淵康一、永井康雄「庄内藩の城代屋敷と町奉行所について」『日本建築学会計画系論文集 第617号』日本建築学会、2007。
- 9 たつの市立龍野歴史文化資料館編『忠臣蔵と旗本浅野家 — 旗本の職務と川海の役割—』たつの市立龍野歴史文化資料館、2009。
- 10 堺市博物館編『堺奉行の新資料 —いま描かれる豊かな都市像—』堺市博物館、2013。
- 11 高屋麻里子「萩藩江戸屋敷の空間構成の変遷」『大名江戸屋敷の建設と近世社会』作事記録研究会編、中央公論美術出版、2013。
- 12 松尾信裕「近世初頭の都市における町人地の形態と内部構造 堺環濠都市の改造に見る中世都市から近世都市への変容」『国立歴史民俗博物館研究報告第204集』国立歴史民俗博物館、2017。